

仮想通貨交換取引説明書

平成 30 年 9 月
第 9 版



関東財務局長 登録番号 第 00007 号

ビットトレード株式会社 東京都港区三田二丁目 11 番 15 号三田川崎ビル 4F
関東財務局長 登録番号 第 00007 号
一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会
一般社団法人 日本仮想通貨ビジネス協会
一般社団法人 Fintech協会

仮想通貨交換取引説明書

(以下、「取引説明書」又は「本説明書」といいます。)

この書面は、ビットレード株式会社(以下「当社」といいます。)が、取り扱う仮想通貨交換取引(以下、「本取引」といいます。)のお客様(以下「お客様」といいます。))と当社との間で本取引を行う際に「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」(以下「内閣府令」といいます。)第16条第1項及び第2項各号の規定により取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するために当社があらかじめお客様に交付している説明書です。

この書面には、内閣府令第17条第1項及び第2項各号ならびに第4項の規定により、あらかじめお客様に提供しなければならないとされている情報や本取引についてのリスクや留意点等の重要事項が記載されています。

本取引を開始する場合又は継続して行う場合には、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく、取引の仕組みや仮想通貨の特性(電子機器その他電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものであること)、サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少のリスクがあること等、本取引のリスクについても、十分に研究し、ご理解いただいた上で、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、利用規約、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

目次

1.	リスク等重要事項について.....	1
2.	当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要	7
3.	仮想通貨交換取引(BitTrade)の概要	8
4.	仮想通貨に関する税金の取扱い	13
5.	当社への連絡方法及び苦情等の連絡先	14
6.	当社の苦情処理及び紛争解決措置について.....	14
7.	仮想通貨に関する注意喚起.....	16

本説明書の著作権は、当社に帰属しています。著作権法によって認められる範囲を超えて、本説明書の一部か全部かを問わず、いかなる場合も当社に無断で使用・複製・転載・改変・配布等を行うことはできません。また、第三者及び当社に不利益や損害を与える行為、公序良俗に反する行為、その恐れがある行為、営利を目的とした行為などはこれを禁止します。

1. リスク等重要事項について

下記記載事項は、仮想通貨交換取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行ってください。

[リスク等重要事項]

1. 仮想通貨は、法定通貨(本邦通貨又は外国通貨)ではありません。
2. 当社の取扱う仮想通貨は、インターネット上で取引や発行が行われる「分散型仮想通貨」であり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。また、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。
3. 仮想通貨は、暗号を使用した「交換するための媒体」で、オンラインサービス上で経済活動を行うことが可能な価値を持つ実体のない"仮想通貨"の通貨(暗号通貨の一種)です。
4. 取引対象となる仮想通貨の価値は、物価や外国為替・金融証券市場の動向等の経済的要因や各国の仮想通貨に関わる政策・規制の変更等の政治的な要因に加えて、新種の仮想通貨の登場や、新技術の発明、天変地異、戦争・政変・紛争その他の突発事象の発生等、様々な要因により変動します。そのため、お客様が保有する仮想通貨の価値が変動することにより、予期せぬ損失が発生又は価値を消失するリスク(価値変動リスク)があり、元本保証はありません。
5. 現状の仮想通貨の市場規模は、外国為替市場や有価証券市場等、他の金融資本市場と比較すると相対的に小さく、流動性も相対的に低いと考えられます。したがって、仮想通貨の取引には、相場急変その他の要因により流動性が著しく低下または枯渇するリスク(流動性リスク)があり、その場合、お客様は、著しく不利な価格で取引が約定したり、売買すること自体が困難となる可能性があり、意図したお取引ができなくなるおそれがあります。

6. 本取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴う様々なリスクがあります。①～⑤は典型的なリスクとなります。

- ① 当社又はお客様、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信回線に異常・障害(システム障害)が発生した場合には、注文の受発注、執行、確認、取消し、金銭の受払いなどが行えなくなる可能性があり、機会利益の喪失などのリスクが発生します。
- ② お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。
- ③ 電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン ID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。特に、外部のウォレットを使用した場合、プライベートキーもしくはパスワードを紛失するとお客様が保有している仮想通貨に一切アクセスできなくなる可能性があります。また、仮想通貨は、サイバー攻撃等による仮想通貨の消失・価値減少のリスクがあります。
- ④ 当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって、電子取引システムで表示している仮想通貨の板情報(価格)が異常値となる可能性、電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文自体が無効となる可能性があります。異常値での取引成立があったと当社が判断した場合、当社の判断で当該取引を取り消させていただきますのであらかじめご了承ください。
- ⑤ システム障害が発生した場合又はシステムメンテナンスを実施する場合、当社は予告なく本取引を中断・休止する場合があります。システムのメンテナンスや障害等により、お客様の注文が受けられず、注文機会を逸したことにより、正常にシステムが稼働していれば得られたであろう利益を逸した場合は、発注しようとしたご注文(原注文)の内容を当社で特定できないため、機会損失となり、補てんすることはできません。

7. 上記の他、仮想通貨交換取引に固有のリスクとして下記のリスクがあります。

(1) 法令・税制変更リスク

仮想通貨に関する日本または外国の規制等の変更により、仮想通貨の交換・送金・決済等が制限又は休止・停止される可能性があります。法令、税制又は政策の変更等により、仮想通貨の取引や保有が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、現状より不利な取扱いとなった場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。

(2) 仮想通貨ネットワークによるリスク

仮想通貨は電子的に記録され、その移転には仮想通貨ネットワーク上での取引確認(ブロックチェーンでの取引の認証)が必要ですが、移転の過程で重大なトラブルが発生した場合、仮想通貨を消失するリスクがあります。

仮想通貨ネットワークにおいて十分な取引確認ができるまで、取引が完了せず、一定時間保留状態(認証待ちの状態)が続きます。また、仮想通貨ネットワークが正常に機能しなかった場合、お客様の取引がお客様の口座残高に反映されない、お客様の口座から外部に送信した仮想通貨の移転が完了しない、また、お客様の送受信がキャンセルされる可能性があります。

(3) 仮想通貨交換業者の破綻リスク

外部環境の変化(仮想通貨に対する法規制の強化を含みます。)、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する提携先の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様からお預かりした資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。

当社は、お客様の資産(金銭および仮想通貨)と当社の自己の固有の資産(金銭および仮想通貨)を、資金決済に関する法律第63条の11第1項お

よび仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 20 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、下記の方法で分別して管理しています。

しかし、万一、当社が破綻した場合、お客様からお預かりした資産のすべてを返還することが困難になる可能性があり、その場合はお客様に損失が生じる可能性があります。

① 金銭の分別管理方法

当社はお客様からお預かりした金銭を、内閣府令第 20 条第 1 項第 1 号に規定する方法(預金銀行等への預金または貯金)で管理しています。お客様は、本取引のために利用する金銭を当社が指定する振込先銀行(りそな銀行)の当社名義のお客様預託金専用の普通預金口座にお振込みいただき、当社はその金銭をお客様の仮想通貨取引口座にお客様財産として全額を追加します。

② 仮想通貨の分別管理方法

当社はお客様からお預かりした仮想通貨を、当社の提携先(ビットバンク株式会社。以下、「提携先」といいます。)において、内閣府令第 20 条第 2 項第 2 号に規定する方法で管理しています。提携先では、当社と提携先の仮想通貨を明確に区分した上で、当社のお客様の仮想通貨と当社の自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分して管理し、当社のお客様の仮想通貨を管理・処分するために必要な秘密鍵をインターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で、お客様ごとの持ち分がデータ上判別できる状態で管理しています。また、当社は、当社の営業日(T)における営業終了時(24 時)を計算の基準時点として、当社が管理する帳簿上のお客様の財産(仮想通貨)の残高を算出します。当社は、当該残高とお客様のブロックチェーン上の仮想通貨の有高を毎営業日照合し、有高が帳簿上の残高に満たない場合には、その不足額を当該不足が生じた日の翌日から起算して 5 営業日以内に解消することとしています。

8. 本取引では、取引手数料その他の手数料を頂戴いたします。詳しくは、当社ホームページ「手数料」をご参照ください。
9. 本取引は、当社が契約する仮想通貨交換取引所(以下「取引所」といいます。)にお客様の注文を取り次ぐものであり、当社がお客様と相対で取引を行うものではありません。お客様は、取引所で受注したすべての指値注文(売り・買い)が反映された板を参考にして、成行又は指値で注文(売り・買い))を発注し、各々の注文がマッチングして取引が成立します。つまり、一方のお客様の注文に対して、他のお客様が相手方となって注文を成立させるというものです。板には、成行注文の数量は表示されず、指値注文の数量のみ表示され、お客様の注文状況によりアルタイムで変動しています。また、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間及び当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様が成行注文を発注した時に画面に表示されている板と実際に約定する際の板との間に価格または数量にズレが生じる場合があります。そのため、成行注文では、お客様が想定する価格で想定する数量を約定できない場合があります、お客様にとって結果として有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。
10. 当社は、お客様から受注したすべての売買注文を取引所に取次いでおります。但し、提携先は、本取引に関してお客様の取引相手方となるものではなく、お客様財産や本取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、提携先は、お客様が当社と行う仮想通貨交換取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。
11. 天災地変、戦争、政変あるいは各国の規制等の特別な状況の発生により、取り扱う仮想通貨の流動性の低下等によって、お客様保護の観点から取引継続が困難であると当社が判断した場合、又は当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が生じた場合には、取引を中断することがあります。
12. お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

上記の「リスク等重要事項」は、当社の取り扱う仮想通貨交換取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、仮想通貨交換取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

2. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

平成 30 年 9 月 12 日現在

- | | | |
|-----|---------------|--|
| 1) | 商号 | ビットレード株式会社 (BitTrade Co., Ltd.) |
| 2) | 業種 | 仮想通貨交換業(専業) |
| 3) | 登録番号 | 関東財務局長 登録番号第 00007 号 |
| 4) | 本店所在地 | 〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号 |
| 5) | 設立年月日 | 平成 28 年(2016 年)9 月 12 日 |
| 6) | 資本金 | 160,000 千円 (資本準備金 155,800 千円) |
| 7) | 株主 | FXTF ASSET INVESTMENTS PRIVATE LIMITED 75.00%
(株)FXトレード・フィナンシャル 25.00% |
| 8) | 主な事業 | オンラインでの仮想通貨交換取引サービスの提供 |
| 9) | 代表者
取締役等 | 閏間 亮(代表取締役社長)
取締役: 陳 海騰、閏間 亮、クリス・リー、ホー・リー、チェン・リュ・メン・エリック |
| 10) | | 監査役: 笠井隆司(CPA) |
| 11) | 加入している
団体等 | 一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会
一般社団法人 日本仮想通貨ビジネス協会
一般社団法人 Fintech協会 |
| 12) | 沿革 | |
| | 2016 年 9 月 | 当社ファウンダー兼取締役会長のロバート・コリックが全額出資(資本金 100 万円)で東京都港区三田に bitTrade 株式会社(当社)を設立。 |
| | 2016 年 12 月 | (株)FXトレード・フィナンシャルと業務提携 |
| | 2017 年 2 月 | 社名をビットレード株式会社に変更し、取締役会及び監査役設置会社に移行。代表取締役社長に小林健就任。第三者割当増資を実施し、(株)FXトレード・フィナンシャルが資本参加(14.9%) |
| | 2017 年 3 月 | ビットバンク株式会社と事業提携
BTC/JPY の現物取引サービスの提供開始 |
| | 2017 年 3 月 | 一般社団法人日本仮想通貨事業者協会加入(正会員) |
| | 2017 年 5 月 | 第三者割当増資を実施し、(株)FXトレード・フィナンシャルの出資比率を 25%に引き上げ。 |
| | 2017 年 6 月 | 代表取締役社長を交代、新社長に閏間亮就任。
LTC/BTC、XRP/JPY の現物取引サービスの提供開始 |

2017年8月	ETH/BTC、MONA/JPY、MONA/BTC、BCC/JPY、BCC/BTCの現物取引サービスの提供開始
2017年9月	仮想通貨交換業者の登録を完了(関東財務局長 第00007号)
2018年3月	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会加入(正会員)
2018年5月	経営権の移動により、FXTF ASSET INVESTMENTS PRIVATE LIMITED(代表 チェン・リエ・メン・エリック)が資本参加(75%)
2018年6月	株主割当増資を実施し、資本金を160百万円に増資。
2018年8月	一般社団法人Fintech協会加入(ベンチャー会員)
2018年9月	経営権の移動により、Huobi Japan Holding Limited(代表 クリス・リー)が資本参加(75%)

3. 仮想通貨交換取引(BitTrade)の概要

1. 仮想通貨とは

(広義の仮想通貨)

一般に、仮想通貨とは法定通貨(Fiat Currency)とは異なり、特定の国家及びその他の者による価値の保証を持たない通貨であり、実体をもたないバーチャルな電子データの形で存在するデジタル通貨(Digital Currency)です。仮想通貨は、分散型ネットワークや公開鍵暗号技術等を活用することにより、電子的に記録された価値を経済的かつ安全に移転、保管できる暗号通貨(Crypto Currency)として存在しています。世界には2017年6月末現在、ビットコインを筆頭に約800種類の仮想通貨があり、その時価総額は約100億ドル(邦貨換算で約11兆円)となっています。

(狭義の仮想通貨)

これまで法律上、明確な定義がなかった仮想通貨ですが、2017年4月1日に施行された改正資金決済法で正式に定義されました。本説明書で対象としている仮想通貨はすべて資金決済法上の仮想通貨となっております。資金決済法(以下、特段の説明がない限り、「法」といいます。)の仮想通貨の定義を整理すると、以下の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます(法2条5項)。

- (1) 物品購入・サービス提供を受ける場合に、代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもので、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却ができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの。

(2) 不特定の者を相手方として(1)と相互に交換を行うことができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの

但し、預金や債券などの通貨建資産は、上記の定義から除かれます(法2条6項)。また、前払式支払手段(プリペイドカード)やポイントといった特定の加盟店などで使用できるものも上記の定義から除かれますので、資金決済法上の仮想通貨ではありません。

2. 当社が取扱う仮想通貨の名称及び概要

(1) BTC:ビットコイン(Bitcoin)

BTC(ビー・ティー・シー)は、サトシ・ナカモト(Satoshi Nakamoto)を名乗る人物によって投稿された論文に基づき、2009年に運用が開始された仮想通貨で、「PoW(Proof of Work)アルゴリズム」と呼ばれる分散型のコンセンサスメカニズム、ブロックチェーン(インターネット上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワーク)技術に基づき、価値の保存・移転が可能な仮想通貨です。発行主体を持たず、発行上限がある等の特徴を持ち、決済手段や投資に利用されています。2017年6月末現在、ビットコイン(Bitcoin)の時価総額は400億ドル(約4兆円)を突破し、仮想通貨全体の約4割を占めており、最大級の取引量を誇る代表的な仮想通貨です。通貨単位は一般的にBTCといいますが、XBTという単位も併用されています。

(2) LTC:ライトコイン(Litecoin)

LTC(エル・ティー・シー)は、2011年にリリースされた初期のオルトコインのひとつで、2017年6月末現在の時価総額では20億ドル相当にのぼり、BTC、ETH、XRPに次いで第4位、仮想通貨全体の約2%を占めるなど、ビットコインが「金」と例えられるのに対し、「銀」と例えられるなど、ビットコインに次いで成功している仮想通貨のひとつとも言われています。また、ライトコインは、ビットコインのソースコードを用いた最もメジャーな仮想通貨のひとつであり、基本的な仕組みはビットコインと同様ですが、発行枚数の上限が8,400万枚とビットコインの2100万枚に対して、およそ4倍と多額に設定されていることや、PoWのアルゴリズムに”scrypt”を採用することで、”SHA256”を採用しているビットコインに比べて承認時間が約4分の1に短縮されているため、少額決済に適しているともいわれています。

(3) XRP:リップル(Ripple)

XRP(エックス・アール・ピー)は、リップル内にのみ存在する生来のデジタル資産です。XRPは、いわばリップル決済システムの中の“ブリッジ通貨”であり、異なる複数の通

貨を交換する役割を果たします。XRPは通称リップル、リップルコインとも呼ばれていますが、正式にはXRPが仮想通貨の名称です。

そもそもリップル(Ripple)とは、そもそも2004年に考案された決済システムのプロトコル名であり、その後2012年に米国サンフランシスコにRipple Labs Inc.が設立されるに至り、法人名としても「リップル」が略称として使われております。XRPは二重支払いを防止するための検知(ネットワーク承認)をビットコインのようなPoWアルゴリズムではなく、リップル社が独自に開発したコンセンサス・アルゴリズム(Ripple Consensus Ledger:RCL)で行うことで、ビットコインの弱点であるスケーラビリティや消費電力といった問題を克服しています。また、RCLによりXRPはビットコインと比べて決済処理に要する時間が大幅に短縮されています。

XRPの時価総額は2017年6月末現在、100億ドル相当となっておりBTC、ETHに次いで第3位、仮想通貨全体の約1割を占めています。XRPはビットコインと同様に発行上限があり、総額1000億XRPとなっておりますが、マイニングで徐々に発行されていくビットコインとは異なり、全額が発行済みです。XRPの最大の保有者はリップル社自身であり、保有者の状況に関する情報については公開されています。

(4) ETH: イーサリアム(ETH)

イーサリアム(Ethereum、通貨単位:ETH、Ether)は、ブロックチェーン上でチューリング完全なプログラムを動かすことで「スマートコントラクト」による、世界初の分散型コンピューティング・ネットワークの構築に挑戦するプロジェクトです。スマートコントラクトを用いることで、製造から卸売、物流、小売など異なる産業が同一のオープンなインフラ基盤を用いてシステム・オートメーションを行うことができると考えられています。

7月12日時点において、イーサリアムの時価総額は2兆円であり、ビットコインの2分の1の規模に成長した仮想通貨ネットワークとなります。また、現在価格は22,000円前後で、現在の発行数は93,216,661 ETHとなります。

(5) MONA: モナーコイン(MONA)

モナーコイン(MONA)は、2ちゃんねるで有名なアスキーアート「モナー」をモチーフにして2013年12月に誕生した日本初の仮想通貨(暗号通貨)であり、ゲーム内通貨のようなものとしてコミュニティを中心に利用されてきました。他の仮想通貨と異なりモナーコインの主な利用者は日本人で、日本のカルチャーに根ざしたコミックマーケットや、動画配信と組み合わせたリアルタイム投げ銭などに用いられています。

2017年04月16日には、ライトコインに先んじてSegregated Witnessが有効化され、ビットコイン上で研究開発が進められたLightning Networkのようなセカンドレイヤー技術の実用化に向けた取り組みも一部行われています。

(6) BCC: ビットコインキャッシュ(BitcoinCash)

ビットコインキャッシュ(BitcoinCash)は、2017年8月1日にビットコインから分岐する事により誕生した仮想通貨です。ビットコインは、取引量が増えてきたことによる取引スピードの低下など、スケーラビリティが問題となっており、そうした問題を解決するためにより生み出されました。ビットコインとは技術的な面で仕様が異なり、「ブロックサイズ」というビットコインの取引台帳のデータ容量がビットコインより大きく、ビットコインとは全く別の仮想通貨です。

3. 当社が取扱う仮想通貨交換取引の名称

取引の名称 **【BitTrade】**

4. 仮想通貨交換業の登録

仮想通貨は、必ずしも発行者や管理者がいないということから、法では、仮想通貨と法定通貨の売買などを行う交換所に登録制を課すこととしています。

ここでいう仮想通貨交換業には、以下(1)(2)(3)が含まれます(法2条7項)。

- (1) 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換を行うこと
(利用者の売買の相手方となって 直接販売等を行う販売所の業務)
- (2) (1)の媒介、取次ぎ又は代理を行うこと
(利用者同士の売買の場を提供する取引所の業務)
- (3) (1)(2)に関して利用者の金銭又は仮想通貨の管理を行うこと
(上記(1)(2)の業務に関して、アカウントやウォレットを提供して金銭や仮想通貨を保管する業務)

このような仮想通貨交換業は、あらかじめ財務(支)局長の登録を受けた者のみが営むことが可能です(法63条の2)。登録を受けた者は、仮想通貨交換業者として資金決済法の適用を受けることとなります(法2条8項)。

当社は、関東財務局に仮想通貨交換業者の登録をしております。(関東財務局長 登録番号 第00007号)

5. 取引の概要

当社は、お客様の仮想通貨の売買および他の仮想通貨との交換に関して、当社の提携先であるビットバンク株式会社(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目 20-9 KDX 西五反田ビル 7F)が管理・運営する取引所(bitbank.cc)に、ビットトレード株式会社の名でお客様からの注文を取次ぐことにより、仮想通貨の現物売買サービスをオンラインにより提供しています。

- | | |
|---------------|--|
| ① サービス提供国 : | 日本 |
| ② 申込みの受付方法 : | 非対面 |
| ③ 受入れる財産的価値 : | 本邦通貨(日本円)・仮想通貨※ |
| ④ 受入方法 : | (日本円) 銀行口座への入金
(仮想通貨) 当社管理下のコインアドレスへの送付 |
| ⑤ 払出方法 : | (日本円) 銀行口座への出金
(仮想通貨) 他管理下のコインアドレスへの送付 |

※受け入れ可能な仮想通貨については当社 HP の取引ルールに記載されています。

6. 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の個人情報に基づき口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。

但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承ください。また、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承ください。

7. 取引口座

お客様が、当社が提供する仮想通貨交換取引をお取引いただくためには、お取引口座(「BitTrade 口座」)を、当社が提供するアプリケーションによって開設していただく必要がございます。

8. 取引価格の決定方法

当社は、お客様の売買注文を全て取引所(bitbank.cc)に取次ぎ、お客様同士の需給に基づいて交換レートを決めています。

9. 取引制限

お客様は、当社が別途定める取引数量及び限度額の範囲内でお取引いただけます。詳細については、当社 HP をご確認ください。

10. 取引の方法

当社 HP の「取引ルール」をご参照ください。

11. 分別管理

仮想通貨交換業者は、利用者保護を図る観点から、利用者が交換所に預託した金銭や仮想通貨について分別管理を行うことが義務づけられます。顧客資産は自己資産と区分して管理を行い、区分管理の状況については、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられています(法 63 条の 11、仮想通貨交換業者に関する内閣府令 20～23 条)。

当社は、お客様からお預かりするすべての金銭及び仮想通貨(保有資産)につき、各々、当社の自己の資金及び仮想通貨と明確に分別して管理しています。

12. 金銭及び仮想通貨の受け払い

お客様が行ったすべての取引に関する金銭及び仮想通貨の受け払いは、お取引口座(「BitTrade 口座」)を通じて行われます。詳細については、当社 HP の「取引ルール」をご参照ください。

13. お客様が支払うべき手数料等

お客様は、当社が提供するサービスの利用に際し、当社が別途、定める売買手数料、銀行振込手数料、仮想通貨の送金手数料(ネットワーク手数料)を支払う必要があります。詳しくは、当社 HP「手数料」をご確認ください。

4. 仮想通貨に関する税金の取扱い

個人が行った仮想通貨交換取引で得た所得については、他の所得と合算の上、総合課税となります。また、法人が行った仮想通貨仮想通貨取引で得た所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、現行法の下では、仮想通貨交換業者に支払調書の作成及び提出義務はありません。

(仮想通貨に係る消費税の取扱い)

税制変更により、平成 29 年 7 月 1 日以後、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税は非課税となります。但し、売買手数料他、手数料については引き続き課税されます。

当社は、いかなる場合においてもお客様または第三者の税務申告、税負担及びいかなる損害について、一切の責任を負いません。仮想通貨に関する税金の取扱いについては、所轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

5. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

当社の仮想通貨交換取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- Eメールアドレス: support@bittrade.co.jp
- ホームページ: <https://bittrade.co.jp> のお問い合わせフォーム

6. 当社の苦情処理措置および紛争解決措置について

当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 5 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

指定仮想通貨交換業務紛争解決機関

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを利用できます。

受付窓口	あっせん・仲裁申立先
------	------------

東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁 護士会館 6 階 電話番号:03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁 護士会館 11 階 電話番号:03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁 護士会館 9 階 電話番号:03-3581-2249

7. 仮想通貨に関する注意喚起

昨今、ビットコインがメディア等でとりあげられる機会が増えてきていることもあって、仮想通貨に対する世間の関心が一気に高まり、注目が集まっていることを逆手にとって、悪質な詐欺の手口として使われるケースが増えてきています。

例えば、仮想通貨の交換は、インターネット上で取引されるものであるにもかかわらず、ウォレットを介さずに書面で売買できるとか、絶対に儲かるとかいった甘い話は、詐欺の可能性を疑う必要があり、特に注意が必要です。

「近く ICO(新規コイン公開)を予定しているので、今のうちにこのコインを買っておけば簡単に儲かる」、「このマイニングプールに投資すれば短期間で儲かる」等、ICO や採掘(マイニング)といったフレーズで射幸心を煽り、取引に誘因するケースも増えているようです。

また、最近は様々な詐欺コインも出回っています。仮想通貨といっても、使用の実態や売買の実態がないものは、資金決済法上の仮想通貨ではない可能性を疑う必要があります。仮想通貨のお取引を開始する前に、仮想通貨交換業者が情報提供している内容をよく確認し、またこれから取引しようとしている業者が正規の登録事業者であることを確認することが大切です。

仮想通貨に関するトラブル等の情報については、独立行政法人国民生活センターの WEB サイト(http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html)に掲載されていますので、参考にしてください。

※ ICO:

新規株式公開を IPO(Initial Public Offering:イニシャルパブリックオファリング)と呼ぶのになぞられ、ICO は Initial Coin Offering(イニシャルコインオファリング)の略称で、新規コイン公開と呼ばれています。ICO は、その名の通り、新たな暗号通貨(コイン)をブロックチェーン上で新規に売り出し(公開)することを意味します。ブロックチェーンを用いたサービスが展開されると、そのシステムの中だけで使える特殊なコイン(それを「トークン」といいます。)が必要になりますが、そのトークンをサービス開始以前に、ブロックチェーンを用いて自動的に売り出しを行うというものです。ブロックチェーンサービスの提供者側は、トークンを売り出すことで、その見返りとして資金を調達でき、ICO に応募してトークンを購入した投資家は、将来そのサービスが使われるようになればそのトークンの価値が値上がりする可能性があり、取引所でトークン(コイン)の売却ができれば法定通貨でも大きな利益をあげることができます。

取引要綱

この取引要綱において、特に説明がない限り、仮想通貨を「コイン」、法定通貨を「法貨」、仮想通貨と法定通貨を総称して「通貨」と呼ぶものとします。

この取引要綱において、当社が運営する仮想通貨交換取引所を通じて提供するサービスを【BitTrade】と称するものとします。

1. 取引チャンネル

【BitTrade】は、パソコンおよびスマートフォンによりインターネットでお取引いただけます。カスタマーサポート経由、電子メールや電話・FAXによるご注文は原則として承ることができません。なお、一部スマートフォンからのご利用ができないサービスがあります。

【BitTrade】が対応しているブラウザは以下のとおりです。

デスクトップ	スマートフォン取引チャンネル
Windows	Android
Mac OS	iOS (iPhone・iPad)
Google Chrome	Google Chrome
Mozilla Firefox	Safari
Internet Explorer 11	
Microsoft Edge	
Safari	

※表示に関する不具合等がございましたら、恐れ入りますが最新バージョンにアップデートを行った上でご利用いただきますようお願いいたします。

2. 取引時間(注文受付時間)

1日24時間、年中無休でお取引が可能です。但し、年末年始の他、定期的なシステムメンテナンス時間はありますが、**臨時メンテナンス※**を実施する場合など、必要に応じて取引時間を臨時に変更することがあります。

※ システムメンテナンス中はお取引頂く事が出来ません。システムメンテナンスの時間については、当社ホームページ等でお客様にお知らせいたします。また、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が長引く場合がございます。取引時間外は成行き注文、指値注文の発注および約定、既に発注済みの指値注文の変更/取消は受け付けておりません。

3. 取引通貨ペア

取扱通貨ペア(以下「通貨ペア」といいます。)とは、仮想通貨交換取引の対象となる一対のコインまたはコインと法貨(【BitTrade】では日本円のみ)の組み合わせで、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側のコインまたは日本円で売買するために必要な価額で表示されます。

ビットコイン円の場合、BTC/JPY と表記され、例えば、取引所の板にある売り値(買い値)がBTC/JPY=800,000の場合、お客様は1ビットコインを80万円で購入(売却)することができます。

【BitTrade】では、日本円でBTC、XRP、MONA、BCCの4通貨ペア、BTCでETH、LTC、MONA、BCCの4通貨ペアの計8通貨ペアを現物でお取引いただけます。

取扱通貨ペア一覧表

左側通貨 (取引通貨)			右側通貨 (決済通貨)		
			日本円	ビットコイン	
仮想通貨の名称 (abc 順)	英語名	略号	JPY	BTC	
ビットコイン		bitcoin	BTC	BTC/JPY	
オルトコイン (Altcoin)	イーサリアム※	Ether	ETH	-	ETH/BTC
	ライトコイン	Litecoin	LTC	-	LTC/BTC
	モナーコイン	MONA	MONA	MONA/JPY	MONA/BTC
	リップルコイン	Ripple	XRP	XRP/JPY	-

	ビットコイン キャッシュ	Bitcoin Cash	BCC	BCC/JPY	BCC/BTC
--	-----------------	-----------------	-----	---------	---------

※ 正式名称は「イーサ」。イーサリアムは通称で本来、イーサリアム・プロジェクトにより開発が進められている分散型アプリケーションやスマート・コントラクトを構築するためのプラットフォームとそれらに関連するオープンソース・ソフトウェア・プロジェクトの総称です。

4. 取引単位および呼び値

取引単位および呼び値の最小変動幅(ティック)は、次表のとおりとします。

通貨ペア の名称	取引単位		呼び値 (ティック)	参考価格例 (ご参考)
	原資産建	円換算※		
BTC/JPY	0.0001 BTC	¥ 80.00	1 円	800,000 円
MONA/JPY	0.0001 MONA	¥ 0.0371	0.001 円	371,234 円
XRP/JPY	0.0001 XRP	¥ 0.0060	0.001 円	60,123 円
BCC/JPY	0.0001 BCC	¥ 9.72	1 円	97,200 円
ETH/BTC	0.0001 ETH	¥ 5.849	0.00000001 BTC	0.07312345 BTC
LTC/BTC	0.0001 LTC	¥ 1.209	0.00000001 BTC	0.01512345 BTC
MONA/BTC	0.0001 MONA	¥ 0.0378	0.00000001 BTC	0.00047352 BTC
BCC/BTC	0.0001 BCC	¥ 10.0098	0.00000001 BTC	0.12512345 BTC

※ 上表の取引単位の円換算額は、お客様がお取引をされる際の参考に、表中の参考価格例で日本円に換算した参考の値ですので、あくまでも目安として記載したものです。

5. 取引価格

【BitTrade】の取引画面に、通貨ペアごとの板(買い板および売り板)を表示します。板とは、買い手と売り手の注文状況を記録するために使用する注文一覧のことで、「オーダーブック」とも呼ばれています。

板を見れば買いたい人はいくらでどのくらい買いたいのか、売りたい人はいくらでどのくらい売りたいのかという情報を一目で知ることができます。

板は、一般に気配値(価格)、買数量、売数量の3つの情報で成り立っています。気配値はコインの価格を表し、買数量は買いたい人達はその価格でコインを何単位買いたいかを表し、売数量は売りたい人達はその価格でコインを何単位売りたいかを表しています。

【BitTrade】の取引画面上でご確認いただける板は、当社がおお客様の注文を取次ぐ取引所が受注している全ての注文を即時反映・更新しているものであり、他の仮想通貨交換取引所の板とは独立しておりますので連動していません。

お客様がお取引いただく際には必ず【BitTrade】上で参照される板をご確認ください。

【BitTrade】の板 ※1

板 (BTC/JPY)		
※2	気配値(円)	数量(BTC)
売り板	800,000	15.4236
	790,000	10.2000
	780,000	5.0002
	770,000	0.8556
	760,000	3.5000
最終取引 成立価格	755,542	+0.64% ※3
買い板	750,000	0.9521
	740,000	3.5287
	730,000	20.0035
	720,000	9.3022
	710,000	50.0047

※1 板の仕様については、統一的なルールがあるわけではなく、取引所によって配置や色が異なり、見た目は取引所によって違います。売り板・買い板を上下で分けてあるものもあれば、左右で分けてあるものもあります。また、左右が逆になっているものもあります。【BitTrade】では上下に分けており、「買い」のボタンは「赤」、「売り」のボタンは「青」としています。日本と海外では、買いと売りの色が逆になっているものもありますので、注意が必要です。

※2 売り板(売り気配値)は、買い板(買い気配値)よりも高くなっています。板には、その時々利用者の全体の売り・買いの注文状況に関する最新の情報が表示されます。実際にお取引される際には、必ず最新の板情報をご確認ください。

※3 現時点の最終取引成立価格の、直前の取引成立価格に対する変化率です。プラスならば値上がりを意味し、マイナスならば値下がりという意味です。

(ご参考)

所謂、板の売買スプレッドは次の式で計算することができます。

$$\left(\frac{\text{【最も低い売り気配値】} - \text{【最も高い買い気配値】}}{\text{【最も低い売り気配値】}} \right) \times 100$$

$$\left(\frac{760,000 \text{ 円} - 750,000 \text{ 円}}{760,000 \text{ 円}} \right) \times 100 = 1.31\%$$

6. 取引注文

(1) 注文の種類および内容

注文の種類	成行（なりゆき）注文	指値（さしね）注文
注文の内容	注文価格を指定しない注文方法です。	注文価格を指定する注文方法です。
注文のルール	特に制限はありません。	次のような制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> - 発注時の気配値よりもお客様にとって有利な価格を指定した場合のみ、有効な注文として受注されます。 - 注文した取引数量の全てが約定した時またはお客様が注文をキャンセルするまで有効です。
約定ルール1（時間優先）	当社での注文受付順位の早いものから順に執行されます。	<u>注文価格が同一である指値注文が複数ある場合には、当社での注文受付順位の早いものから執行されます。</u>
約定ルール2（価格優先）	買い注文の場合、注文時の板にある最も低い価格の売り注文から（売り注文の場合、最も高い価格の買い注文から）順に注文数量に応じて約定します。	買い指値注文は、高い価格の指値注文が低い価格の指値注文に優先して（売り指値注文は、低い価格の指値注文が高い価格の指値注文に優先して）、注文数量に応じて約定します。したがって、指値注文の場合には注文した取引数量の一部のみ約定する場合があります、残りの注文は約定またはお客様によるキャンセルまで有効となります
メイカー/テイカー※（“Maker/Taker”）	お客様が板に出した成行注文が約定した場合、お客様は、テイカーになります。	お客様が板に出した指値注文が、その後約定した場合、お客様は、メイカーになります。

※ メイカー・テイカーとは？

仮想通貨交換取引は、コインの売り手と買い手という2人の当事者の需給がマッチングして初めて成立するのですが、その果たす役割の違いによって、当事者は各々「メイカー」と「テイカー」に分かれます。市場に流動性を作り出す側の当事者のことを「メイカー」といい、「メイカー」が作った流動性を取り去る側の当事者のことを「テイカー」といいます。つまり、メイカーとは、ある取引が執行されるよりも前に、既に注文を板に出している人を指し、テイカーとは、メイカーが既に板に出している既存の注文にマッチする注文を発注し、結果として市場から流動性を取り除く人を指します。

(2) 注文の指示事項

注文をするときは、登録メールアドレスおよびパスワードを入力し、取引システムにログインしていただき、注文画面で、次の4項目(※)を正確に指示して下さい。

- 通貨ペアの種類
- 注文の種類(成行き注文、指値注文の別※)
- 注文の区別(売り、買いの別)
- 取引数量

※ 指値注文の場合は、「注文価格」の指示が必要です。

(3) 成行き注文の約定価格に関する注意事項

お客様が成行きで売買注文を発注する際に、取引画面で目視確認した板は、その後他の取引参加者による注文状況によって常にリアルタイムで更新されていきます。すべての注文は、当社のサーバーで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面に表示された板の価格と実際に約定する価格との間に差異が発生する場合があります。そのため、実際に約定する価格は、必ずしも発注時の板でお客様が目視確認した価格とならない場合がありますのでご注意ください。

(4) 相場急変時における取引所への取次ぎの一時停止および再開について

相場急変時には、相場急変前に板に表示されていたコインの価格水準から、大きく乖離した価格に水準訂正が起こり、買い板・売り板が極めて薄くなり、売り・買いの気配値に大きな差異が生じたり、気配値が消滅したりするなど、市場の流動性が突発的に枯渇する状況が発生する場合があります。そのような状況が発生した場合、お客様が想定していた取引が不可能になったり、想定していた価格から大幅に乖離した価格で約定したりする場合があります。そのような状況が発生した場合、当社は一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承ください。

また、お客様のご注文を取次ぐ取引所が取引を停止した場合、当社は係る取引所の取引が再開されるまでの間は、お客様の注文を執行することができなくなります。

7. 前受け制度

当社では、インターネット取引によるトラブルを未然に防止する目的で、「前受け制度」を採用しています。前受け制度とは、お取引を行うために必要な資金(日本円やコイン)を、あらかじめお客様の取引口座に預けていただく制度で、手数料等も含めて購入に必要な資金が口座にない場合には、お取引できないようになっています。

したがって、お客様が、【BitTrade】でお取引をするためには、売買注文を発注する前に予め買付けに必要な金額(約定金額+手数料相当額)を上回る決済通貨(日本円またはコイン)を、

お客様の BitTrade 口座に前受金として預託しておく必要があります。前受金の金額は実際にお取引するときの価格に基づきリアルタイムで計算されますので、注文前に都度ご確認ください。

例) 1BTC 購入に必要な前受金 \geq 1BTC 約定金額+手数料相当額

8. 取引手数料

【BitTrade】でお客様が負担する取引手数料等は、次のとおりとなっています。

- 1) 口座開設手数料 無料
- 2) 維持管理手数料 無料
- 3) 売買手数料 コイン 1 単位の売買を行った場合にお客様が支払う手数料です。

通貨ペア	売買手数料 ※(コイン売買代金×手数料率)	
	メイカーの場合	テイカーの場合
BTC/JPY	0.20% : JPY	0.20% : JPY
MONA/JPY	0.30% : JPY	0.70% : JPY
XRP/JPY	0.25% : JPY	0.45% : JPY
ETH/BTC	0.20% : BTC	0.25% : BTC
LTC/BTC	0.30% : BTC	0.70% : BTC
MONA/BTC	0.30% : BTC	0.70% : BTC
BCC/JPY	0.30% : JPY	0.70% : JPY
BCC/BTC	0.30% : BTC	0.70% : BTC

※ 上記の売買手数料には、消費税相当額が含まれております。また、手数料率は平成 30 年 5 月 30 日時点で有効な料率を記載しておりますが、今後、変更される可能性があります。当社は上記の手数料率を変更する場合には予めホームページ等でお知らせいたしますが、実際にお客様がお取引を行う際には、当社ホームページまたは取引システムの画面等でその時点の手数料率をご確認ください。

4) 日本円の入出金手数料

手数料	内容
入金手数料	お客様が BitTrade 口座に入金するために行う銀行振込に伴い、利用する銀行に支払う銀行振込手数料はお客様の負担となります。

	振込手数料の額は、お客様が依頼する銀行や送金額等により異なりますのでお客様ご自身でご確認ください。
出金手数料	出金額に関わらず、一律 648 円(税込み)です。

(注) 手続き等、詳細につきましては、本説明書の「9. 通貨の出し入れ」をご参照ください。

5) コインの入出金手数料(出金一回当たり)※1

コイン	入コイン	出コイン	円換算の概算額 ※2
BTC	無料	0.001 BTC	1BTC = 80 万円 の場合 800 円に相当
ETH		0.005 ETH	1ETH = 55000 円 の場合 275 円に相当
LTC		0.001 LTC	1LTC = 12000 円 の場合 12 円に相当
MONA		0.001 MONA	1MONA = 350 円 の場合 35 銭に相当
XRP		0.150 XRP	1XRP = 60 円 の場合 9 円に相当
BCC		0.001 BCC	1BCC = 9 万円 の場合 90 円に相当

※1 手数料には消費税相当額が含まれています。

※2 円貨での目安として換算した概算額であり、実際の円貨換算額は取引時のコインの価格により変動します。

9. 通貨の出し入れ

1. 日本円の入出金

お客様が、「BitTrade 口座」に日本円を入金・出金するための手続きは以下のとおりです。

1) 日本円の入金について

お客様は、当社が指定する銀行のお客様専用の普通預金口座に銀行振込にて送金していただく必要がございます。詳細については、下表「日本円の入金」でご確認ください。なお、銀行振込手数料はお客様負担となります。

当社は、お客様からお振込みいただいた現金の着金を当社にて確認できてから入金処理を行い、お客様のお取引口座に当該入金を反映いたします。但し、当社のシステムメン

テナンス中については、入金を反映することができないため反映までに少々時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後または売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。なお、本取消及び制限の影響により発生するご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承ください。

日本円の入金

項目	内容	注意事項
① 入金先	当社が指定する銀行のお客様専用の普通預金口座 (分別管理口座)	お客様毎に異なるジャパンネット銀行の振込入金専用の入金口座をご案内しております。
② 限度額等	上限はありません。	仮想通貨市場の状況その他の事情により、一時的に入金を制限する場合があります。
③ 入金の反映	毎銀行営業日の営業時間に入金を確認し、すみやかにお客様のお取引口座に反映します。	お客様からお振込みいただいた金額の着金を、当社が着金を確認してから概ね30分～1時間程度で反映されます。
④ 銀行振込手数料	お客様負担となります。 (消費税相当額を含みます。)	お客様が利用する金融機関により手数料の金額は異なります。

2) 日本円の出金について

お客様は、BitTrade 口座から日本円を出金する場合、お客様が出金する日本円を送金するための専用の銀行口座(原則、国内の金融機関に開設された銀行口座のみ)を指定していただき、お客様ご自身の名義の銀行口座を予め当社にご登録いただく必要がございます。出金依頼の方法や制限等、詳細については、下表「日本円の出金」でご確認ください。なお、銀行振込手数料はお客様負担となります。

銀行口座の登録情報を誤ると、出金予定額が未着となり、送金取扱銀行からの組み戻しが発生する可能性があります。当社は、組み戻された日本円をそのまま BitTrade 口座にお戻し致しますが、送金取扱銀行が組戻手数料として徴求した 1,296 円(税込)については、送金予定額から差し引かれますのでご了承下さい。

出金先銀行口座の指定は、まず【BitTrade】にログインいただき、メニューから「入出金」→「日本円」→「出金」をクリックしていただき、画面に表示された指示にしたがって、お客様の指定銀行の情報を正確に入力し、振込指定先銀行を登録してください。

振込指定先銀行の登録が完了した後は、「入出金」の画面の指示にしたがって、お客様が希望する出金予定額を入力し、入力した情報を再確認の上、出金依頼の実行ボタンをクリックしてください。

お客様の出金依頼については、当社が出金依頼を正式に受け付けてから、出金手続きが開始されます。当社は、すみやかに出金処理を行います。依頼のタイミングや出金金額にしたがって、お客様が出金のご依頼をしてから、お客様の口座に出金予定額が実際に着金するまでには時間を要する場合がございます。

日本円の出金

項目	内容	注意事項
① 出金先	お客様が予め当社に届出ている銀行口座に銀行振込にて送金します。	お届けの銀行口座情報が誤っていたことにより着金しなかった場合、BitTrade 口座に送金予定分をお戻し致しますが、送金取扱銀行の組戻手数料として1,296円(税込)が差し引かれるのでご注意ください。
② 限度額等	1回当たり1000円以上 ※ 200万円未満 ※ 当日 200万円以上1,000万円未満 ※ 翌銀行営業日 1,000万円以上 ※ 翌々銀行営業日	お客様の BitTrade 口座にある日本円の残高から出金に必要な費用(銀行振込手数料等)を差し引いた金額(1円未満の端数がある場合は1円未満を切り捨て)を1円単位で出金できます。

	※お客様にご負担いただく手数料等を含みます。	
③ 依頼受付日時	銀行営業日の0時～24時 当日出金は午前9時迄	午前9時以降に受付けた出金依頼は翌銀行営業日付の受付となります。
④ 実行日(着金)	<u>当日出金:</u> 依頼日(T)に着金。 <u>通常出金:</u> 依頼日から2銀行営業日以内(～T+2)	口座解約の場合は、依頼日から5銀行営業日以内(～T+5)に出金します。
⑤ 銀行振込手数料	出金額に関わらず、一律648円です。	手数料は消費税相当額が含みます。

II.コインの出し入れ

お客様が、「BitTrade 口座」にコインを出し入れするための手続きは以下のとおりです。

1) コインの入金

お客様が、「BitTrade 口座」にコインを入金(「入コイン」といいます。)するためには、お客様が保有するウォレットから、当社が指定するお客様固有のコイン入金用のアドレス宛にコインを送信していただく必要がございます。入コインは24時間365日リアルタイムで可能です。

入コインに関して上限はありませんが、ネットワークへのスパム防止のため下限(一回当たりの最低預入額)を設定していますので、ホームページでご確認ください。

なお、入コインのために、コインの受け手側が負担する手数料はありませんが、コインの送り手側はコイン毎に設定されたネットワーク手数料(マイニング手数料)を負担する必要があります。ネットワーク手数料は、ネットワーク承認(PoW, プルーフ・オブ・ワーク)※を行うマイナー(採掘者)への報酬で、当社が受領するものではありません。したがって、送り手が送金したコインの総額からネットワーク手数料相当分が減額された金額のコインが受け手側のコイン口座に入金されることになります。

※ ネットワーク承認(PoW, プルーフ・オブ・ワーク)

お客様からお送りいただいたコインについては、コイン毎に定められた所定の承認回数を経た後に入金確定した後にお客様の取引口座に反映されます。トランザクション(送金処理)スピードは、仮想通貨ネットワークの状態や送金金額の大きさ、仮想通貨ごとに設定されているネットワークの承認回数(コンファメーション数)の違い等により、かなりばらつきがありますが、お客様が送信手続きを完了してから入金完了(反映)までの目安は概ね 30-60 分程度です。但し、当社のシステムメンテナンス中については、入金を反映することができないため反映までに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

コイン	入金下限/回	必要承認回数
BTC	0.001 BTC	2 回
ETH	0.001 ETH	24 回
LTC	0.001 LTC	6 回
MONA	0.01 MONA	100 回
XRP	0.1 XRP	6 回
BCC	0.001 BCC	6 回

2) コインの出金

お客様が、「BitTrade 口座」にお持ちのコインを出金(「出コイン」といいます。)するためには、お客様が当社に保有するコイン口座(ウォレット)から、送金先の入コイン用のアドレス宛にコインを送金していただく必要がございます。出コインは 24 時間 365 日リアルタイムで可能です。

出コインについても上限はありませんが、当社では、ネットワークへのスパム防止のため一回当たりの最低出金額を設定させていただいておりますので、ホームページでご確認ください。

なお、出コインでは、前述の通り、お客様はコインの送り手側となりますので、ネットワーク手数料(マイニング手数料)を負担する必要があります。

[重要な注意事項]

- ◇ 出金額や外部コインアドレスを誤って、コインを送金した場合、誤送金したコインを取戻すことができません。その場合、当社は一切の責任を負いかねますのでご注意ください。
- ◇ お客様が利用している外部コインウォレットのパスワードまたはプライベートキーを紛失した場合、そのウォレットで保管しているコインを無期限で使用できなくなる可能性があります。

- ◇ 当社が設定しているネットワーク手数料よりも高めの報酬を追加したコインの送金は、取引の確認作業を行っているマイナーに追加手数料を獲得しようとするインセンティブが働き、ブロックチェーンにおいて取引が確認される確率が高まるため、一般的に、追加報酬を付加しない場合に比べて速やかに送金が完了します。そのため、追加報酬を追加したコイン送金が増加した場合、通常の報酬でのコイン送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。
- ◇ お客様による大量の出コイン依頼があった場合は、お客様の外部コインアドレスへの送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。

10. 決済

【BitTrade】のお取引に関する日本円およびコインの決済は、すべて「BitTrade 口座」を通じて行われます。

11. 総資産

「BitTrade 口座」の総資産とは、お客様が「BitTrade 口座」に預託している日本円の残高に保有しているコインの円建ての評価額(その時点における「保有数量」×「最終取引価格」)を加減した金額で、お客様の正味の財産評価額です。日本円の残高(コインの残高) から 発注中の指値注文の前受金として預託している日本円(コイン)の額 を差し引いた金額を利用可能額といい、お客様はこの利用可能額の範囲内で買い注文が可能です。